

判決年月日	平成 2 7 年 3 月 1 1 日	担 当 部	知的財産高等裁判所 第 1 部
事件番号	平成 25 年（行ケ）第 10330 号		
○ 「揺動型遊星歯車装置」という名称の特許につき、審決の補正に関する判断には誤りがあるとして、審決が取り消された事例			

（関連条文） 特許法 17 条の 2 第 3 項， 29 条 2 項

（関連する権利番号等） 無効 2012-800135 号，特許第 4897747 号，特願 2008-181532 号，特願 2003-90065 号

1 本件は，発明の名称を「揺動型遊星歯車装置」とする特許（特許第 4897747 号）の無効審判請求不成立審決（無効 2012-800135 号事件）に対する審決取消訴訟である。

2 判決は，要旨次のとおり判示して，本件補正は，新たな技術的事項を導入するものであると認められることから特許法 17 条の 2 第 3 項に違反するものであって，これを適法とした審決の判断は誤りであり，審決は取り消されるべきものとした。

（1） 「本件当初明細書によれば，本件補正前発明は内歯揺動型内接噛合遊星歯車装置に関するものであって（【0001】），本件当初明細書には外歯揺動型遊星歯車装置に関する記載は全くないところ，本件補正は，「内歯揺動型内接噛合遊星歯車装置」を「揺動型遊星歯車装置」とすることで，本件特許に，「外歯揺動型遊星歯車装置」をも含ませるものである。…減速機に関する技術については，内歯揺動型遊星歯車装置と外歯揺動型遊星歯車装置に共通する技術…があると認められ，…本件補正が外歯揺動型遊星歯車装置を含めることになるからといって，そのことから直ちに本件補正が新たな技術的事項を導入するとまでいうことはできない。」

（2） 「そこで，本件補正前発明で開示されている技術が，内歯揺動型遊星歯車装置と外歯揺動型遊星歯車装置において共通する技術であるか否かについて具体的に検討する。

本件補正前発明の課題は，装置の中心部に配管や配線等の配置スペースを容易に確保するとともに，動力伝達の更なる円滑化を図るものであると認められるところ（【0014】【0015】），本件補正前発明は，これを解決するため，内歯揺動型遊星歯車装置を前提として，「外歯歯車と該外歯歯車と僅少の歯数差を有する内歯歯車とを有すると共に，前記内歯歯車を揺動回転させるための偏心体軸を備え，該偏心体軸に配置された偏心体を介して外歯歯車の周りで内歯歯車を揺動回転させる内歯揺動型内接噛合遊星歯車装置において，前記偏心体軸を，前記外歯歯車の軸心と平行に複数備えると共に，該複数の偏心体軸にそれぞれ組込まれた偏心体軸歯車と，該偏心体軸歯車及び駆動源側のピニオンがそれぞれ同時に噛合する伝動外歯歯車と，を備え，該伝動外歯歯車を介して前記駆動源側のピニオンの回転が前記複数の偏心体軸歯車に同時に伝達されるように構成する」（【0016】）とい

う技術を開示するものである。そして、同技術は、駆動源側のピニオンと伝動外歯歯車と偏心体軸歯車との関係を特定するものと解されることから、これを言い換えれば、「複数の偏心体軸の各々に配置された偏心体を介して揺動歯車を揺動回転させる揺動型遊星歯車装置において、前記複数の偏心体軸にそれぞれ組込まれた偏心体軸歯車と、該偏心体軸歯車及び駆動源側のピニオンがそれぞれ同時に噛合する伝動外歯歯車と、該伝動外歯歯車の回転中心軸と異なる位置に平行に配置されると共に該駆動源側のピニオンが組込まれた中間軸と、を備え、前記中間軸を回転駆動することにより前記駆動源側のピニオンを回転させ、前記伝動外歯歯車を介して該駆動源側のピニオンの回転が前記複数の偏心体軸歯車に同時に伝達されるように構成する」という技術（以下「本件技術」という。）を開示するものと解される。」

(3) 「そこで、本件技術が外歯揺動型遊星歯車装置においても共通する技術であるか否かについて検討する。

甲5文献、特開2002-317857号公報（甲24）及び本件特許についての訂正請求書（甲30）並びに弁論の全趣旨によれば、減速機において、「出力部材」と「固定部材」とは相対関係にあり、入れ替え自在であること自体は周知技術であると認められる。したがって、外歯揺動型遊星歯車装置としては、…①外側の内歯歯車を出力歯車とする型（外側に出力軸、内側に固定部材を配置する動作。以下、「①型」という。）、②外側の内歯歯車を固定部材とする型（内側に出力軸、外側に固定部材を配置する動作。以下、「②型」という。）が想定される…。

そこで、本件技術を前記①型及び②型に適用できるか否かについて検討すると、本件補正前発明は、伝動歯車が「外歯」に限定されているのであるから、伝動外歯歯車は、偏心歯車との噛み合わせの位置関係から各偏心体軸歯車の内側に位置することとなる。ここで、本件当初明細書には、本件発明の構成要件である「伝動外歯歯車は単一の歯車からなり、出力軸（出力部材）に軸受を介して支持され」る構成が開示されており、伝動外歯歯車と出力軸との関係についてその余の構成は開示されていないところ、伝動外歯歯車と出力軸との上記位置関係を前提とすると、②型においては、出力部材が内側となることから、「伝動外歯歯車は単一の歯車からなり、出力軸（出力部材）に軸受を介して支持され」る構成を想定できるとしても、①型においては、…伝動外歯歯車は、減速機の一番外側に位置する出力軸とはかけ離れた位置に存在することとなる。

そうすると、このようなかけ離れた位置にある伝動外歯歯車を出力軸に軸受を介して支持する構成については、当業者であつても明らかではないから、本件技術を外歯揺動型遊星歯車装置に直ちに適用できるということはできない。

したがって、本件補正は、新たな技術的事項を導入するものであると認められることから特許法17条の2第3項に違反するものであつて、これを適法とした審決の判断には誤りがある。」